

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 8 年度 第 4 回

農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 15 日

令和 8 年度 第 4 回横手市農業委員会総会議事録

令和 8 年 7 月 15 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 議案第 12 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
5. 議案第 13 号 農用地の買入協議に係る要請について
6. 議案第 14 号 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等（案）について
7. 報告第 5 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2		欠	1 4	近 江 清 廣	出
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4			1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8		欠
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2		欠	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

2番 佐々木 由紀子 委員
12番 千 田 誠 治 委員
18番 小松田 英 人 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子

議長	本日の出席者数は 20 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 4 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 13 番 高田 恵律子 委員 14 番 近江 清廣 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。申請案件は 37 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」から「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。「1 番」は、農業廃止のため、知人へ農地を譲り渡すものです。「2 番」は、不整形地の整理のため、近隣耕作者へ農地を譲り渡すものです。「3 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。 「4 番」から「13 番」は、増田地域局管内からの申請です。「4 番」から議案書 3 ページの「7 番」は、買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。「8 番」は、譲り受けにより、経営規模の拡大をするものです。議案書 4 ページの「9 番」は、借り受けにより、経営規模の拡大をするものです。「10 番」から「12 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 5 ページの「13 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。 「14 番」から「21 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「14 番」から議案書 6 ページの「20 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 7 ページの「21 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。 「22 番」、「23 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「24 番」、「25 番」は、大森地域局管内からの申請です。「24 番」は、

	これまで借り受けしていた農地を、買い受けるものです。議案書 8 ページの「25 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「26 番」から「33 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「26 番」は、買い受けにより、家庭菜園の拡張をするものです。「27 番」は、居住予定地に隣接する農地を買い受け、家庭菜園として耕作を開始するものです。「28 番」は、譲り受けにより、家庭菜園の拡張をするものです。議案書 9 ページの「29 番」から議案書 10 ページの「33 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「34 番」は、山内地域局管内からの申請です。制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「35 番」から「37 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「35 番」は、買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。「36 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。議案書 11 ページの「37 番」は、親の所有する農地を借り受け、経営主として営農するものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番佐藤委員	調査書の一番下の第 2 項第 6 号に記載している「なお書き」について、この「なお書き」はおそらく事務処理基準の現地調査について記載しているものと思います。この 3 条を準用して 4 条、5 条の転用でも現地調査をしておりますが、その審査表にはこのような「なお書き」の記載はなく、事務局が口頭で報告しております。 この 3 条においても口頭による報告はできないものでしょうか。 この「なお書き」の上の二行で判断基準を言いきっているわけでありますから、ここだけ「なお書き」で個人名まで出すことはないのではないのでしょうか。 これについては、次回総会までに事務局で検討いただき、見解をお知らせくださるようお願いいたします。
事務局	では、考えておきます。
議長	他にご質問等ございませんか。 (特になし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 10 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
事務局	全員賛成ですので、「議案第 10 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 14 ページをお開き下さい。案件は 6 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内からの申請です。 「農地区分」は、農地法施行規則第 46 条に規定する宅地化の状況が「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している」区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地との理由から第 2 種農地と判断されます。 「事業概要」は、譲受人は、 ビジネス (等のリサイクル) 事業等を営んでいる株式会社で、 工場を計画し土地をいろいろ検討したが、加工を行う過程で発生する騒音や蒸気等による近隣への影響を懸念し、やむを得ず申請地を選定したものです。 「土地概要」は、申請地は、市役所 庁舎から へ約 k m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「畑」、西側は登記地目ではため池となっておりますが、現況は「雑種地」となっており、南側は公衆用道路、畑を挟み「雑種地」、東側は「市道」となっております。 「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資見込証明書により確認済みです。 「排水計画」は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させる計画です。 「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにすることです。 「意見書」は、土地改良区の管轄外のためありません。 「他法令」については、道路法第 24 条について申請済みで、許可見込みです。 「申請地」は、第 2 種農地であります、 工場を計画したものであり、加工の過程で生じる近隣への影響を懸念し、やむを得ず申請地を適地としたもので、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当

しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月1日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第44条第1号に規定する「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域の農地」との理由から、第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は、■■■■事務所を営んでおり、冬期間の積雪により来客用駐車場の確保が難しいため、事業所を拡張し隣接地に雪捨て場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「県道」、西側・南側は「宅地」、東側は公衆用道路を挟み「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しにより確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、周囲に農地は無く、影響が無いとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月1日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

議案書16ページをお開き下さい。

「3番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第一種中高層住居専用地域)」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は主に■■■■関係及び■■■■、■■■■を営む法人で、宅地分譲(2区画)を整備しようとするものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側は「宅地」、西側は「宅地」及び「雑種地」、東側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲に影響の無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月1日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「4番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則に規定する「都市計画法に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は主に■■■■関係及び■■■■、■■■■を営む法人で、宅地分譲（2区画）を整備しようとするものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しており、登記地目は2筆とも「田」、現況地目は147番3が「田」、148番1は「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「田」、西側は「市道」、東側は「宅地」、南側は市道を挟み「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲に影響の無いようにするとのことです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月1日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

議案書 18 ページをお開き下さい。

「5番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第46条に規定する宅地化の状況が「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している」区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地との理由から第2

種農地と判断されます。

「事業概要」は、借受人は、■■■■工事等を営んでいる株式会社で、現在■■■■の■■■■工事を担っており、それに伴う■■■■及び■■■■を計画し、工事現場の近くであり利便性が高いことから、やむを得ず申請地を選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「宅地」、西側は「宅地」及び「畑」、南側は「市道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は土木シート並びに砕石の敷設により自然浸透させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲に影響の無いようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第2種農地であります。■■■■及び■■■■を計画したものであり、工事現場の近くで利便性が高いことから、やむを得ず申請地を適地としたもので、農地法第5条第2項第2号の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月1日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

「6番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第5条第2項第1号イに規定する「農用地区域内にある農地」と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は■■■■で■■■■材等が増えてきたため、現在の■■■■が手狭となり、農業用倉庫の建替えを計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「宅地」、南側・東側は「畑」、西側は水路を挟み「県道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、L型擁壁を設け、周囲への影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、「農用地区域内にある農地」であります。横手農業振興地域整備計画の軽微変更により農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第5条第2項ただし書きより「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができる。」とされていること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、6月19日、佐藤保委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ております。また、「1番」は横手農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外が決定されていることについて確認しております。

なお、補足として、「2番」について許可とされた場合には、転用事業が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」第4の1の(6)のエの(イ)に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第11号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第11号」については、許可することに決定いたします。

議長

日程4、「議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)の審議について」を上程いたします。

議長

はじめに、「整理番号1243番」は、議席番号9番 佐藤勇委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

	(議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 1243 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。所有権移転です。 議案書 22 ページの「整理番号 1243 番」は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 8 月 28 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1243 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1243 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1241 番」から「整理番号 1379 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。はじめに所有権移転です。 議案書 22 ページの「整理番号 1241 番」の 1 件は、令和 8 年 8 月 28 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手から農地を買い入れるものです。令和 8 年 9 月総会以降に受け手へ売り渡す予定です。 議案書 22 ページの「整理番号 1242 番」、「整理番号 1244 番」及び整理番号 1245 番」の 3 件は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 8 月 28 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 次に権利設定です。議案書 23 ページの「整理番号 1246 番」から、議案書 36 ページの「整理番号 1367 番」の 122 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 8 月 28 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。 なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議

案第 12 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転です。現在の受け手から新たな受け手へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。

議案書 37 ページの「整理番号 1368 番」から、議案書 38 ページの「整理番号 1377 番」の 10 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 8 月 28 日付けの県公告により新たな受け手へ貸し付ける予定です。

最後に再配分です。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、受け手が借り受けるものです。

議案書 39 ページの「整理番号 1378 番」及び「整理番号 1379 番」の 2 件は、所有者不明農地として農地法第 32 条第 3 項の規定による公示など所定の手続きを経て、秋田県農業公社が秋田県知事へ利用権設定の裁定を申請したものです。7 月 7 日付けで秋田県知事から利用権設定する裁定をした旨の通知があったため、秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 8 月 28 日付の県公告により受け手へ貸し付ける予定となっています。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1241 番」から「整理番号 1379 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1241 番」から「整理番号 1379 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 12 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 5、「議案第 13 号 農用地の買入協議に係る要請について」を上程いたします。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局	それでは説明いたします。議案書 41 ページ、および別紙の「議案書第 13 号 参考資料」も併せてご覧ください。 農地の所有者から、所有権移転に係る斡旋を受けたい旨の申出がありました。800 万円を超える買入の場合、買入協議が必要となりますので、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定により、横手市長に対し、農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を通知するよう「農用地の買入協議に係る要請書（案）」により要請するものです。 買入協議については、農地の売渡予定者と買受予定者から、秋田県農業公社、横手市農林部、農業委員、事務局が、双方の意思確認および売買価格等の聞き取りをし、問題が無いと判断され協議が成立した場合は、8 月以降の総会で所有権移転の利用集積等促進計画として審議される予定となります。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見なし）
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「議案第 13 号」について、横手市長に要請することに賛成の方は挙手願います。 （挙手多数）
議長	賛成多数ですので、「議案第 13 号」については、「農用地の買入協議に係る要請書」により、横手市長に要請することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 14 号 令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等（案）」について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 14 号令和 8 年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書等（案）について、説明いたします。 はじめに、本「意見書」等につきましては、本年 4 月、各委員より意見募集、集約し、以後、運営委員会におきまして 3 回検討を重ねてまいりました。当初、6 月下旬に市長へ提出する予定でありましたが、1 か月後倒しとなり、本日、議案として上程しご審議いただくこととなりました。 お手元の、「議案第 14 号 別紙」をご覧ください。本意見書等の提出にあたり、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき、農地等利用最適化推進に関する施策としての「意見書」と農業振興の改善に関する「要望書」の 2 つを、意見書等として市長へ提出し、各意見について、検討し、その経緯と結果、結果のレビューについて説明、回答をお願い

しようとするものです。

1 枚めくっていただいて、1 ページをご覧ください。こちらは、「意見書」の内容となります。

大番号 1「遊休農地の発生防止・解消に関すること」については、全部で3点挙げております。

(1)の多面的機能支払い交付金の上乗せ措置による保全管理については、農業委員会においては、耕作される見込みのない遊休農地は「非農地」と判断し、農地台帳から削除しており、耕作される見込みのある遊休農地の解消に努めているところであり、この解消をより実効的に押し進めるため、「多面的機能支払交付金事業」の活動組織と連携した仕組みづくりが必要と考えています。

このため、耕作される見込みのある遊休農地を、活動組織が協定の対象とし、遊休農地の所有者等が草刈り等を行う環境を整えることについて、活動組織内の協定への合意形成を促すインセンティブとして、同交付金の保全管理に市単独予算の上乗せ措置を講じていただきたいことと、あわせて、市が取り組む多面的機能支払交付金事業の広域化の促進にあたっては、耕作される見込みのある遊休農地を解消し保全管理する観点も含めて啓発をお願いするものです。

次に、(2)農地に隣接する農地以外の土地の適正な保全管理について、土地基本法において、全ての土地を対象に、所有者には土地の管理等を行う責務、市には所有者の適正な管理を確保するための措置を講じる責務の執行が規定されています。しかし、農地への再生利用が困難で農地台帳から除外された「非農地」の多くは適正に管理されていないために、農業法人などが営農に支障が生じるときは、所有者に代わって小用排水路の泥上げや草刈りなどをせざるを得ず長年にわたり多大な負担を強いられているため、法律に基づく市の責務の執行を担当する部局においては、所有者を適切に指導するとともに、所有者不明の土地や適切な管理ができていない土地にあっては市が代替するなど責任をもって対処をお願いするものです。

なお、本意見については、市民にも影響する豪雨災害などに対処する改善意見であり、災害対応部局や耕作放棄地対策部局の意見も踏まえて適切な措置をお願いするものです。2 ページをご覧ください。

(3)イノシシ等有害鳥獣被害対策事業の柔軟な対応と強化について、イノシシやニホンジカなどの野生動物の個体数が増加しており、中山間地のみならず平地においても農作物被害が確認されるようになっていきます。市においては、有害鳥獣捕獲や電気柵導入支援など各種対策事業を実施しており、一定の成果が見られるものの、すべての農地を電気柵で囲うことは費用や労力の面から困難であります。また、対策（作業）の多くを農業者個人の負担となっていることから、高齢化や担い手不足が進む地域では十分な対応が難しく、鳥獣被害の拡大が営農意欲の低下や耕作放棄を招き、遊休農地発生の一因となることが懸念されています。

このため、次に記載のとおり、改善に関する意見、提案について適切な措置を講じていただくようお願いするものです。

1 現状の電気柵購入補助について、農業者が利用しやすいよう

(1)では、申請時期を通年で受付、事業実施できるよう予算措置も含め

てお願いするものです。

(2)、(3)では、補助の対象としての電気柵の「3 段張り」と防草シートの「導電性要件」の撤廃をお願いするものです。

(4)では、電気柵での対策は農業者に相当な負担となっていることから、電気柵以外の簡易な対策がある場合、実証試験を行い農業者への普及をお願いするものです。

2 電気柵以外の鳥獣被害対策資材への補助制度の新設は、水稻ではスズメ、野菜や果樹においてはカラスやヒヨドリ等による食害が多発しており、防鳥ネット等の電気柵以外の対策資材への購入補助制度を新設するようお願いするものです。

3 鳥獣被害対策には個体数そのものの削減が不可欠であり、駆除を担うハンター（鳥獣被害対策実施隊員）への支援策を拡充するようお願いするものです。

(1)では、捕獲報奨金の増額を、(2)では、狩猟におけるスラック弾などの捕獲資材の実費負担経費への助成を、(3)では、駆除した野生鳥獣の有効活用を図り、肉などの販売を生業にできるような環境の創生をお願いするものです。

4 鳥獣害対策に特化した担当課を設置し、駆除等を担う職員の育成をお願いするものです。3 ページをご覧ください。

こちらは、「農業振興の改善に関する要望書」となります。

1 農業委員会と市の食農推進活動との連携については、これまでの当農業委員会の食農推進活動への取り組みを基に、市食育推進協議会への参画と、これまでの実践活動を通じて得た知見を市食育推進計画へ反映できるようにお願いするものです。

2 担い手への農地継承と地域農業の維持・発展については、特に樹園地において、農地の継承や栽培技術の承継等が課題となっており、離農果樹農家の意向調査や新規就農者とのマッチング、ひいては、農地の保全につながるよう、県や農業関係機関と協力・連携し、成果が出るような取り組みの実践をお願いするものであります。

以上、意見書・要望書について説明させていただきました。なお、本意見書等の内容のほか、遊休農地の再生への支援拡充や広域的な農地のマッチング、物価高騰による農業諸経費への支援、市単独補助金の嵩上げ、農業委員等の報酬額の適正な見直しなど多数ご意見等をいただきました。内容として、国への要望事項や既存制度との整合性や更なる検討が必要などのことから見送りとさせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

今後の予定といたしましては、本案件をご承認いただいたと仮定して、出来るだけ速やかに、市長へ本意見書を提出する「手交式」を行いたいと考えております。手交式への出席者につきましては、会長と相談の上決定させていただきたいと考えております。

また、本意見書に対する検討の経緯や結果などにつきましては、適時、関係部署より説明をいただきながら、委員の皆様へお知らせしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「議案第 14 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 14 号」については、異議ないものと認め、原案のとおり横手市長へ提出することに決定いたします。
議長	日程 7、「報告第 5 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。
議長	事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 45 ページをお開き下さい。報告件数は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は法定外道水路を挟み「畑」、西側は「墓地」、東側・南側は「高速道路敷地」となっています。 「土地の状況」は、平成■■■■年に■■■■の■■■■用地として買収された残地部分で、狭隘で不整形な形状のため、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、6 月 4 日、佐々木由紀子委員、高橋尚也委員、富岡祥吾推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、6 月 4 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しております。隣接地との状況は、北側は公衆用道路を挟み「田」、東側は「畑」、西側・南側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、申請者の■■■■が昭和■■■■年■■■■月頃に農地転用許可が必要であることを認識しないまま、住宅を建築してしまったとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、6 月 1 日、佐藤勇委員、飯野正和委員、松井寛推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、6 月 2 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「畑」、南側・東側・西側は「宅地」となっています。 「土地の状況」は、申請者の■■■■が生前家庭菜園として利用していた

が、昭和■■■年に亡くなってからは手を付けていなかった。その後、平成の初め頃に物置としてプレハブの建物を設置して現在に至っており、農地法を理解していなかったとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、6月10日、佐々木一誠委員、新山武委員、高橋康弘委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、6月15日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■庁舎から■■■へ約■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側は「市道」、東側は法定外道路を挟んで「宅地」、西側は用悪水路を挟んで「県道」、南側は「畑」となっています。

「土地の状況」は、申請者の■■■が昭和■■■年代に農地転用許可が必要であると認識しないまま住宅を建築してしまったとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、6月19日、小松田英人委員、戸田靖推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、6月23日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第5号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第4回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10時54分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和8年7月15日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 田 恵律子

署名委員 近 江 清 廣